



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年7月30日火曜日 第25号

## ◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し..... ( 税務課 ) ... 281

医療機関の指定..... ( 保健福祉課 ) ... 281

指定医療機関の廃止の届出..... ( " ) ... 282

介護機関 ( 居宅介護事業者 ) の指定..... ( " ) ... 282

介護機関 ( 介護予防事業者 ) の指定..... ( " ) ... 282

指定介護機関 ( 居宅介護事業者 ) の変更..... ( " ) ... 282

指定介護機関 ( 介護予防事業者 ) の変更..... ( " ) ... 282

指定介護機関 ( 居宅介護支援事業者 ) の変更..... ( " ) ... 283

指定介護機関 ( 居宅介護事業者 ) の廃止の届出..... ( " ) ... 283

指定介護機関 ( 介護予防事業者 ) の廃止の届出..... ( " ) ... 283

地籍調査の成果の認証..... ( 農政課 ) ... 283

土地改良区清算人の退職の届出..... ( 農地整備課 ) ... 284

肥料登録有効期間の更新..... ( 農産園芸課 ) ... 284

解除予定保安林にする旨の通知..... ( 森林整備課 ) ... 284

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... ( " ) ... 284

同意の成立 ( 漁獲共済 ) ..... ( 漁政課 ) ... 285

河川整備基本方針の策定..... ( 河川課 ) ... 285

兼用工作物の管理の方法について..... ( 道路建設課 ) ... 285

公聴会の開催..... ( 都市計画課 ) ... 285

愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... ( 会計課 ) ... 285

指定居宅サービス事業の廃止..... ( 中予地方局地域福祉課 ) ... 286

指定障害福祉サービス事業の廃止..... ( " ) ... 286

## 公 告

愛媛県被災者支援連携システム構築・運用保守業務..... ( 防災危機管理課 ) ... 286

## 教育委員会規則

愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則..... ( まなび推進課 ) ... 287

## 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部改正を改正する規則..... ( 警察本部交通規制課 ) ... 290

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第361号

地方税法 ( 昭和25年法律第226号 ) 第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和元年7月30日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社寺尾石油店 代表取締役 寺尾 幸夫	四国中央市土居町入野1078番地	令和元年 6月30日

### ○愛媛県告示第362号

生活保護法 ( 昭和25年法律第144号 ) 第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和元年7月30日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
吉津歯科医院	新居浜市田所町2-38	平成31年3月1日
井出内科	今治市常盤町七丁目3番6号	令和元年6月1日
今治セントラルクリニック	今治市松本町二丁目6番地6	令和元年6月1日

○愛媛県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

今 治 セ ン ト ラ ル 病 院	今 治 市 松 本 町 二 丁 目 6 番 地 6	令 和 元 年 5 月 31 日
-------------------	---------------------------	------------------

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
井 出 病 院	今 治 市 常 盤 町 七 丁 目 3 番 6 号	令 和 元 年 5 月 31 日

○愛媛県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医 療 法 人 し の ざ き 整 形 外 科	今 治 市 伯 方 町 伊 方 甲 1022 - 1	し の ざ き 整 形 外 科	今 治 市 伯 方 町 伊 方 甲 1022 - 1	平 成 31 年 4 月 1 日

○愛媛県告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 介 護 予 防 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医 療 法 人 し の ざ き 整 形 外 科	今 治 市 伯 方 町 伊 方 甲 1022 - 1	し の ざ き 整 形 外 科	今 治 市 伯 方 町 伊 方 甲 1022 - 1	平 成 31 年 4 月 1 日

○愛媛県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社 会 福 祉 法 人 愛 南 町 社 会 福 祉 協 議 会	南 宇 和 郡 愛 南 町 御 荘 菊 川 1157 番 地	愛 南 町 社 協 訪 問 介 護 事 業 所	（ 変 更 後 ） 南 宇 和 郡 愛 南 町 御 荘 菊 川 1157 番 地	平 成 31 年 4 月 1 日
			（ 変 更 前 ） 南 宇 和 郡 愛 南 町 城 辺 甲 2380 番 地	
社 会 福 祉 法 人 愛 南 町 社 会 福 祉 協 議 会	南 宇 和 郡 愛 南 町 御 荘 菊 川 1157 番 地	愛 南 町 社 協 訪 問 入 浴 事 業 所	（ 変 更 後 ） 南 宇 和 郡 愛 南 町 御 荘 菊 川 1157 番 地	平 成 31 年 4 月 1 日
			（ 変 更 前 ） 南 宇 和 郡 愛 南 町 城 辺 甲 2380 番 地	

○愛媛県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地	愛南町社協訪問介護事業所	(変更後) 南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地	平成31年4月1日
			(変更前) 南宇和郡愛南町城辺甲2380番地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地	愛南町社協訪問入浴事業所	(変更後) 南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地	平成31年4月1日
			(変更前) 南宇和郡愛南町城辺甲2380番地	

○愛媛県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地	愛南町社協居宅介護支援事業所	(変更後) 南宇和郡愛南町御荘菊川1157番地	平成31年4月1日
			(変更前) 南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	

○愛媛県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社はなみずき	西条市港274番地	ヘルパーステーションはなみずき	西条市港274番地	令和元年6月30日

○愛媛県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社はなみずき	西条市港274番地	ヘルパーステーションはなみずき	西条市港274番地	令和元年6月30日

○愛媛県告示第371号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
八幡浜市	日土町5番耕地の一部	平成28年度から平成30年度まで	八幡浜市(日土町5番耕地の一部)の地籍図及び地籍簿
宇和島市	下畑地の一部	平成28年度から平成30年度まで	宇和島市津島町下畑地の一部の地籍図及び地籍簿
宇和島市	高串の一部	平成28年度から平成30年度まで	宇和島市(高串の一部)の地籍図及び地籍簿
八幡浜市	向灘・北浜一丁目・大平の一部	平成28年度から平成30年度まで	八幡浜市(向灘・北浜一丁目・大平の一部)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和元年 7月30日

○愛媛県告示第372号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人浮穴土地改良区から次のとおり清算人が退職した旨の届出があった。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中村時広

氏 名	住 所
森田 光一	松山市森松町859番地
重松 政弘	松山市森松町752番地
重松 良夫	松山市森松町386番地
渡部 勇起	松山市森松町854番地
立花 豊樹	松山市井門町1354番地
橋 茂	松山市井門町752番地
武政 哲廣	松山市井門町718番地
橋 寿幸	松山市井門町117番地

○愛媛県告示第373号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和7年8月14日	愛媛県第1271号	炭酸カルシウム肥料	ダイヤ粉状苦土炭酸石灰1号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号
令和7年8月21日	愛媛県第1279号	炭酸カルシウム肥料	ハート粒状苦土石灰1号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号

令和7年9月6日	愛媛県第1272号	魚かす粉末	ぼかし魚粉1号	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地
令和7年8月21日	愛媛県第1280号	炭酸カルシウム肥料	くみあい粒状苦土炭酸石灰2号	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

○愛媛県告示第374号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第375号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第376号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
久良区域（久良漁業協同組合の地区）	主としてまき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第377号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、松田川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、南予地方局建設部及び愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定により、道路と都市公園との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 道路の種類及び路線名並びに都市公園の名称  
主要地方道宇和島下波津島線  
第1号南予レクリエーション都市公園
- 兼用工作物の位置  
宇和島市津島町北灘第1号6番1から同市津島町近家乙670番3地先まで
- 兼用工作物の管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
道路管理者 愛媛県  
住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 愛媛県知事 中村 時広  
公園管理者 愛媛県  
住所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 愛媛県知事 中村 時広
- 管理の内容  
(1) 兼用工作物の新設、改築、維持又は修繕は、道路専用施設に

ついては道路管理者が、当該道路専用施設以外については公園管理者が行う。

- 兼用工作物の災害復旧は、次に掲げる災害復旧を要する部分の区分に応じ、それぞれに定める者が行うものとする。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度、道路管理者と公園管理者とが協議して定めるところにより行う。  
ア 専ら道路専用施設に係る部分 道路管理者  
イ 専ら道路専用施設以外に係る部分 公園管理者
- (1)及び(2)の規定によるほか、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が、都市公園法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は公園管理者が行う。

5 管理の期間

令和元年 7月5日から1の道路又は都市公園の存続する日まで

○愛媛県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 日時 令和元年 9月3日（火）14時から
- 場所 今治市南宝来町1丁目9番地8  
今治総合福祉センター「愛らんど今治」  
4階 多目的ホール1
- 公聴会の案件及びその概要  
(1) 案件  
今治広域都市計画道路の変更案について  
(2) 案件の概要  
今治広域都市計画道路中1・3・1今治小松線を変更する。
- 公述の申出等  
(1) 公述の申出  
公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。  
(2) 申出の期限  
令和元年 8月13日（火）まで  
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。  
(3) 問合せ先  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
（電話089-912-2738）

○愛媛県告示第380号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
西第15号	西条市大町北ノ丁1504番地の23	指定金融機関 伊予銀行 大町支店	西条市大町北ノ丁1504番地の23	令和元年 7月26日

○愛媛県告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年 7月30日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社かいせい	ヘルパーステーションそえる	愛媛県伊予市米湊333 - 3	令和元年 6月27日	訪問介護

○愛媛県告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年 7月30日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811000193	株式会社かいせい	愛媛県伊予市米湊333 - 3	古 谷 大 志	居宅介護	ヘルパーステーションそえる	愛媛県伊予市米湊333 - 3	令和元年 6月27日
3811000193	株式会社かいせい	愛媛県伊予市米湊333 - 3	古 谷 大 志	重度訪問介護	ヘルパーステーションそえる	愛媛県伊予市米湊333 - 3	令和元年 6月27日

公 告

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和元年 7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県被災者支援連携システム構築・運用保守業務

(2) 業務内容

愛媛県被災者支援連携システム構築・運用保守業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 提案者の実績

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

イ システムの基本方針

システムの構築に係る基本方針の妥当性及びシステムの特徴

ウ システムの機能要件

システムの外部連携機能、GIS機能、被害認定調査機能、証明書発行機能等の具体性及び実現性

エ システムの非機能要件

システムの構成、利用環境、性能、信頼性及び拡張性並びにセキュリティの妥当性

オ システムの開発実施方法

プロジェクトの管理、開発手法、開発スケジュール等の妥当性

カ システムの運用保守

システムの運用保守の内容、拠点及び方法の妥当性

キ パッケージの拡張性等

システムの構築及び運用における費用低減に向けた方策の具体性

ク システムの構築費用及び運用保守費用

- システムの初期構築コスト及び運用保守コストの経済性
- 3 手続等
- (1) 担当部局  
愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課防災企画グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話番号 (089)912 2317
- (2) 説明書の交付の期間、場所及び方法
- ア 期間  
令和元年 7月30日(火) から同年 8月14日(水) までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第 3号) 第 1条第 1項に規定する県の休日以外の日の午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。)
- イ 場所  
(1)に掲げる場所
- ウ 方法  
無料にて交付する。
- (3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法
- ア 期限  
令和元年 8月14日(水) 午後 5時15分
- イ 場所  
(1)に掲げる場所
- ウ 方法  
持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。
- (4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法
- ア 期限  
令和元年 9月10日(火) 午後 5時15分
- イ 場所  
(1)に掲げる場所

- ウ 方法  
持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。
- 4 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課防災企画グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話番号 (089)912 2317
- (4) その他  
詳細は、説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Construction , operation and maintenance of victim support cooperation system of Ehime Prefecture , 1 set
- (2) Time limit to express interests: 5:15 p.m . , 14 August 2019  
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m . , 10 September 2019
- (3) For further inquiries relating to the proposal , please contact: Disaster Prevention Planning Group , Disaster Prevention and Crisis Management Division , Disaster Prevention Subdepartment , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2317

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第 2 号

愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 7月30日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部を改正する規則

(愛媛県生涯学習センター管理規則の一部改正)

第 1 条 愛媛県生涯学習センター管理規則(平成 3 年愛媛県教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第 3 条関係) 特別利用料			別表(第 3 条関係) 特別利用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
閲覧	1 点 1 回につき	520円	閲覧	1 点 1 回につき	510円
模写・模造	1 点 1 回につき	5,230円	模写・模造	1 点 1 回につき	5,140円
撮影・複写	1 点 1 回につき	5,230円	撮影・複写	1 点 1 回につき	5,140円
原版使用	1 点 1 回につき	5,230円	原版使用	1 点 1 回につき	5,140円

注 省略

注 省略

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表(第3条関係)</b> 特別利用料			<b>別表(第3条関係)</b> 特別利用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	<u>520円</u>	閲覧	1点1回につき	<u>510円</u>
模写・模造	1点1回につき	<u>5,230円</u>	模写・模造	1点1回につき	<u>5,140円</u>
撮影・複写	1点1回につき	<u>5,230円</u>	撮影・複写	1点1回につき	<u>5,140円</u>
原版使用	1点1回につき	<u>5,230円</u>	原版使用	1点1回につき	<u>5,140円</u>
注 省略			注 省略		

(愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表(第3条関係)</b> 特別利用料			<b>別表(第3条関係)</b> 特別利用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
閲覧	1点1回につき	<u>520円</u>	閲覧	1点1回につき	<u>510円</u>
模写・模造	1点1回につき	<u>5,230円</u>	模写・模造	1点1回につき	<u>5,140円</u>
撮影・複写	1点1回につき	<u>5,230円</u>	撮影・複写	1点1回につき	<u>5,140円</u>
原版使用	1点1回につき	<u>5,230円</u>	原版使用	1点1回につき	<u>5,140円</u>
注 省略			注 省略		

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

**第4条** 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表(第11条関係)</b> 1 常設展観覧料			<b>別表(第11条関係)</b> 1 常設展観覧料		
区分	一般	団体 (20人以上)	区分	一般	団体 (20人以上)
1 省略			1 省略		
2 15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1に該当する者を除く。)	<u>310円</u>	<u>250円</u>	2 15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1に該当する者を除く。)	<u>300円</u>	<u>240円</u>
2 施設使用料			2 施設使用料		
区分	使用料		区分	使用料	
企画展示室1	入場料が無料の場合		企画展示室1	入場料が無料の場合	
	<u>15,040円</u>			<u>14,760円</u>	
	入場料が有料の場合			入場料が有料の場合	
	<u>24,060円</u>			<u>23,610円</u>	
企画展示室2	入場料が無料の場合		企画展示室2	入場料が無料の場合	
	<u>15,040円</u>			<u>14,760円</u>	

	入場料が有料の場合	24,060円	
常設展示室 1	入場料が無料の場合	13,610円	
	入場料が有料の場合	21,770円	
常設展示室 2	入場料が無料の場合	18,410円	
	入場料が有料の場合	29,450円	
常設展示室 3	入場料が無料の場合	12,030円	
	入場料が有料の場合	19,240円	
特別展示室 1	入場料が無料の場合	5,070円	
	入場料が有料の場合	8,110円	
特別展示室 2	入場料が無料の場合	3,570円	
	入場料が有料の場合	5,710円	
特別展示室 3	入場料が無料の場合	5,930円	
	入場料が有料の場合	9,480円	
講堂	入場料が無料の場合	午前 9 時 40 分 から 正 午 まで	1,840円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	3,060円
		全日 (午前 9 時 40 分 から 午後 6 時まで)	4,900円
	入場料が有料の場合	午前 9 時 40 分 から 正 午 まで	2,940円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	4,890円
		全日 (午前 9 時 40 分 から 午後 6 時まで)	7,830円
研修室	午前 9 時 40 分 から 正 午 まで	2,030円	
	午後 1 時から 午後 6 時まで	2,650円	
	全日 (午前 9 時 40 分 から 午後 6 時まで)	4,680円	
県民ギャラリー 1		15,110円	
県民ギャラリー 2		11,870円	
県民ギャラリー 3		3,230円	
県民ギャラリー 4		4,310円	
県民ギャラリー 5		4,310円	
県民ギャラリー 6		2,150円	
県民ギャラリー 7		2,150円	
県民ギャラリー 8		6,470円	
県民ギャラリー 9		2,800円	
県民ギャラリー 10		2,900円	
県民ギャラリー 11		2,900円	
県民ギャラリー 12		3,230円	

注 県民ギャラリーを全て使用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、54,480円とする。

3 特別利用料

区分	単位	金額
閲覧	1点1日につき	520円

	入場料が有料の場合	23,610円	
常設展示室 1	入場料が無料の場合	13,360円	
	入場料が有料の場合	21,370円	
常設展示室 2	入場料が無料の場合	18,080円	
	入場料が有料の場合	28,920円	
常設展示室 3	入場料が無料の場合	11,810円	
	入場料が有料の場合	18,890円	
特別展示室 1	入場料が無料の場合	4,980円	
	入場料が有料の場合	7,960円	
特別展示室 2	入場料が無料の場合	3,500円	
	入場料が有料の場合	5,600円	
特別展示室 3	入場料が無料の場合	5,820円	
	入場料が有料の場合	9,310円	
講堂	入場料が無料の場合	午前 9 時 40 分 から 正 午 まで	1,810円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	3,000円
		全日 (午前 9 時 40 分 から 午後 6 時まで)	4,810円
	入場料が有料の場合	午前 9 時 40 分 から 正 午 まで	2,890円
		午後 1 時から 午後 6 時まで	4,800円
		全日 (午前 9 時 40 分 から 午後 6 時まで)	7,690円
研修室	午前 9 時 40 分 から 正 午 まで	1,990円	
	午後 1 時から 午後 6 時まで	2,610円	
	全日 (午前 9 時 40 分 から 午後 6 時まで)	4,600円	
県民ギャラリー 1		14,840円	
県民ギャラリー 2		11,650円	
県民ギャラリー 3		3,170円	
県民ギャラリー 4		4,230円	
県民ギャラリー 5		4,230円	
県民ギャラリー 6		2,110円	
県民ギャラリー 7		2,110円	
県民ギャラリー 8		6,350円	
県民ギャラリー 9		2,750円	
県民ギャラリー 10		2,850円	
県民ギャラリー 11		2,850円	
県民ギャラリー 12		3,170円	

注 県民ギャラリーを全て使用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、53,490円とする。

3 特別利用料

区分	単位	金額
閲覧	1点1日につき	510円

模写・模造	1点1日につき	5,230円
撮影・複写	1点1回につき	5,230円
原版使用	1点1回につき	5,230円

注 省略

模写・模造	1点1日につき	5,140円
撮影・複写	1点1回につき	5,140円
原版使用	1点1回につき	5,140円

注 省略

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による改正後の愛媛県美術館管理規則別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の使用に係る使用料及び施行日以後の使用に係る使用料で施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理規則別表の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理規則別表の規定及び第3条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理規則別表の規定は、施行日以後の愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)第15条第1項、愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)第15条第1項又は愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)第15条第1項に規定する特別利用(以下「特別利用」という。)に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の特別利用に係る使用料及び施行日以後の特別利用に係る使用料で施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

**公安委員会規則**

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 7月30日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

**愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則**

愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第2(第9条の2関係)</b>			<b>別表第2(第9条の2関係)</b>		
番号	路 線 名	区 間	番号	路 線 名	区 間
1～93 省略			1～93 省略		
94	四国中央市道港 通井地線	省略	94	川之江市道 港 通井地線	省略
95	四国中央市道中 曾根神之元線	省略	95	伊予三島市道中 曾根神之元線	省略
96	四国中央市道本 郷平木線	省略	96	伊予三島市道本 郷平木線	省略
97	四国中央市道国 道海岸線	省略	97	伊予三島市道国 道海岸線	省略
98	四国中央市道中 之庄埋立3号線	省略	98	伊予三島市道中 之庄埋立3号線	省略
98の2	四国中央市道下 具定線	四国中央市具定町454番3地先か ら同町623番2地先まで			
98の3	四国中央市道金 子豊岡海岸線	四国中央市具定町623番2地先か ら同市寒川町4795地先まで			
98の4	四国中央市道取 芽矢線	四国中央市寒川町3884番1地先か ら同町3842番地先まで			

99 ~ 122 省略		
----------------	--	--

99 ~ 122 省略		
----------------	--	--

**附 則**

この規則は、令和元年 8月 1 日から施行する。